

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038 沿 革 (略) <u>平成26年3月12日 一部改正</u></p> <p><u>(定義)</u> <u>第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 2 5 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）及び海外投資（株式等）保険約款（以下「約款（株）」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「約款（不）」によるものほか、別に定めのある場合を除き別表の通りとする。</u></p> <p><u>(てん補危険の種類)</u> <u>第 2 条 約款（株）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのてん補危険及び約款（不）第 2 条第 1 号から第 4 号までのてん補危険を非常危険とし、約款（株）第 2 条第 1 項第 6 号のてん補危険を信用危険とする。</u></p> <p>第 3 条～第 5 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038 沿 革 (略)</p> <p><u>(対象となる海外投資)</u> <u>第 1 条 貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 2 条第 16 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（以下「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</u> <u>2 法第 2 条第 16 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 20 条第 2 号、第 5 号及び第 11 号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</u> <u>3 法第 2 条第 16 項第 2 号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</u></p> <p><u>(てん補危険の種類)</u> <u>第 2 条 海外投資（株式等）保険約款第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのてん補危険及び海外投資（不動産等）保険約款第 2 条第 1 号から第 4 号までのてん補危険を非常危険とし、海外投資（株式等）保険約款第 2 条第 1 項第 6 号のてん補危険を信用危険とする。</u></p> <p>第 3 条～第 5 条 (略)</p>	

(増資に係る保険契約の取扱い)

第6条 約款(株)により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が保険契約締結後、増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に伴う送金額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一～三 (略)

2 前項第3号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合にあつては、第10条の規定にかかわらず、保険期間の最短限度は増資前保険契約の残存期間(1年に満たない期間がある場合は1年に切り上げるものとする。)と2年のいずれか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。

(対価の額)

第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。

一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。

二 取得した株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。

三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類(以下「財務諸表等」という。)による簿価純資産額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額(以下「被保険投資の相手方評価額」という。)ただし、当該財務諸表等は、公認会計士これに準ずる者の証明したものの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となつたものに限る。以下同様とする。

四～六 (略)

七 約款(株)第2条第2項により特約を付した場合については、直近の被保険投資の相手方の財務諸表等において、被保険投資の相手方の事業の一部について被保険投資の相手方が直接または間接的に有する再投資先企業の株式等として計上されている額又は再投資先企業に対する貸付金債権として計

(増資に係る保険契約の取扱い)

第6条 海外投資(株式等)保険約款により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が保険契約締結後、増資を行った場合又は行おうとしている場合であつて、当該増資に伴う送金額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一～三 (略)

2 前項第3号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合にあつては、第11条第2項の規定にかかわらず、保険期間の最短限度は増資前保険契約の残存期間(1年に満たない期間がある場合は1年に切り上げるものとする。)と2年のいずれか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。

(対価の額)

第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。

一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。

二 取得した株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。

三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類(公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務諸表等」という。)による簿価純資産額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額(以下「被保険投資の相手方評価額」という。)

四～六 (略)

七 海外投資(株式等)保険約款第2条第2項により特約を付した場合については、直近の被保険投資の相手方の財務諸表等において、被保険投資の相手方の事業の一部について被保険投資の相手方が直接または間接的に有する再投資先企業の株式等として計上されている額又は再投資先企業に対する貸

<p>上されている額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>約款（株）第3条第4項により特約を付した場合の取得のための対価の額の設定については、次項に定める当初保険年度におけるプレミアム相当額に前項第三号の規定により算出した被保険投資の相手方評価額を加算した金額とする。</u></p> <p>3 <u>海外投資（株式等）保険約款第3条第4項の規定にかかわらず、プレミアム相当額は、以下のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>当初の保険年度（保険期間の開始日から12月毎の期間をいう。以下同じ）におけるプレミアム相当額は、取得時プレミアム相当額を被保険者が被保険投資の相手方の株式等を取得した年度（以下「投資年度」という。）の翌年度の開始日を初回とし、被保険投資の相手方の各事業年度の開始日ごとに定額で減額した金額。なお、取得時プレミアム相当額とは、被保険投資の相手方の株式等の取得のために実際に要した額から投資年度の前年度の被保険投資の相手方の財務諸表等における簿価純資産額のうち海外投資を行った者の持ち分に相当する金額を控除した金額をいう。</u></p> <p>二 <u>翌保険年度以降のプレミアム相当額は、当初の保険年度におけるプレミアム相当額を翌保険年度の開始日を初回とし、以降各保険年度の開始日ごとに定額で減額した金額。</u></p> <p>三 <u>前二号の規定にかかわらず、被保険者の財務諸表等における被保険投資の相手方の株式等を減損処理した場合又は株式等に関して個別引当を計上した場合のプレミアム相当額は、別に特約で定めるところによる。</u></p> <p>4 前項の規定で定める定額での減額は、<u>取得時プレミアム相当額を回収期間で除した額を減額するものとする。回収期間とは、被保険投資の相手方の事業計画書等において、投資年度から被保険投資の相手方の当期利益累計金額のうち海外投資を行った者の持ち分に相当する金額がプレミアム相当額以上となるまでの年数をいい、かかる年数が20年を超える場合には、20年とする。なお、当該事業計画書等において、事業計画期間内にプレ</u></p>	<p>付金債権として計上されている額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>海外投資（株式等）保険約款第3条第4項により特約を付した場合の取得のための対価の額の設定については、被保険投資の相手方の株式等の取得のために実際に要した額とする。</u></p> <p>3 前項の規定により設定した取得のための対価の額のうち、<u>被保険投資の相手方評価額を控除した金額（以下「プレミアム相当額」という。）については、被保険投資の相手方の事業計画書等に基づいて特約で定めた額により保険年度（保険期間の開始日から12月ごとの期間をいう。以下同じ。）ごとに定額で減額するものとし、2年度目以降の取得のための対価の額は、被保険投資の相手方評価額に各保険年度のプレミアム相当額を加えた額とする。ただし、被保険者の財務諸表等における被保険投資の相手方の株式等を減損処理した場合又は株式等に関して個別引当を計上した場合には、別に特約で定めるところによる。</u></p> <p>4 前項の規定で定める定額での減額について、<u>当該事業計画書等において、当該投資の実施初年度から被保険投資の相手方の当期利益累計金額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額がプレミアム相当額以上となるまでの年数を、当該プレミアム相当額の回収期間とする。当該事業計画書等において、事業計画期間内にプレミアム相当額を回収する計画となっていない場合は、事業計画の最終年度の当期利益がその後も継続するものとして回収</u></p>	
---	--	--

ミアム相当額を回収する計画となっていない場合は、事業計画の最終年度の当期利益がその後も継続するものとして回収期間を計算する。

(換算率)

第8条 約款(株)第33条第2項第1号及び約款(不)第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。

2 (略)

<削除>

第9条 (略)

(保険期間)

第10条 海外投資保険の保険期間の最短限度は、2年とするものとする。また、保険期間満了後同一の投資につき継続して新たな保険契約の締結(以下「更新」という。)をする場合の保険期間は1年を単位とする。ただし、技術提供用設備に関する権利の取得にあたっては、この限りではない。

<削除>

期間を計算する。ただし、当該事業計画書等に基づく回収期間が20年を超える場合には、当該期間を20年として、減額すべき金額を算出するものとする。

(換算率)

第8条 海外投資(株式等)保険約款第33条第2項第1号及び海外投資保険(不動産等)保険約款第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。

2 (略)

3 海外投資(株式等)保険約款第33条第7項及び海外投資(不動産等)保険約款第32条第7項に定める日本貿易保険の指定した換算率とは、日本貿易保険が指定する対顧客直物電信売相場とする。

第9条 (略)

(保険期間)

第10条 海外投資保険の保険期間の最短限度は、2年とするものとする。また、保険期間満了後の延長に関しては1年間を単位とする保険期間の延長を認める。なお、保険期間の再延長も認める。ただし、技術提供用設備に関する権利の取得にあたっては、この限りではない。

(政策変更等)

第11条 外国政府等が国際協定や二国間投資協定等に違反する政策を保険契約締結後新たに導入した場合には、法第52条第2項第2号に規定する「不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたこと(以下「権利侵害」という。)として、てん補の対象とす

<p><u><削除></u></p> <p>(支払期日前の請求)</p> <p><u>第 11 条</u> <u>約款 (株)</u> 第 27 条第 3 項に定める日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。</p> <p>ただし、配当金、元本又は利子について固定の約定金利が定められている場合にあつては、算式中「5.84%」を「約定金利」とする。</p> <p>(計算式 (略))</p> <p><u><削除></u></p>	<p>る。</p> <p><u>2 海外投資 (株式等) 保険約款第 2 条第 1 項第 6 号に規定する「政策変更」とは、前項に掲げるものを除き、一般的かつ合法的な行為をいうものとする。また、保険契約締結時に別に特約を付した場合であつて、約款第 2 条第 1 項第 4 号 (前項の場合を含む。) に規定する事由の影響を間接的に受けたことにより被保険投資の相手方等が破産手続開始の決定に至った場合は、海外投資 (株式等) 保険約款第 2 条第 1 項第 6 号のてん補の対象とする。</u></p> <p>(送金危険)</p> <p><u>第 12 条 法第 52 条第 2 項第 4 号の規定に定める「元本の喪失により取得した金額」とは、株式等の売却代金、残余財産の分配金及び債権等の償還金をいうものとする。また、現金化されたものの外、同号に規定する事由により送金が行えないため、被保険投資の相手方がいつでも支払いを行いうる状態で保有している金額も含まれるものとする。</u></p> <p><u>2 法第 52 条第 2 項第 4 号イに定める「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」は、外国政府のとつた一般的措置であれば、為替取引の制限、禁止の根拠が法令に基づく措置か、行政処分に基づく措置か、あるいは法令の根拠のない単なる事実上の措置かは問わないものとする。ただし、保険契約締結後に新たに行われた措置でなければならない。</u></p> <p>(支払期日前の請求)</p> <p><u>第 13 条 海外投資 (株式等) 保険約款第 27 条第 3 項に定める日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。</u></p> <p>ただし、配当金、元本又は利子について固定の約定金利が定められている場合にあつては、算式中「5.84%」を「約定金利」とする。</p> <p>(計算式 (略))</p> <p>(重大な変更)</p> <p><u>第 14 条 海外投資保険の各保険約款に定める「重大な変更」とは、</u></p>	
--	--	--

次の各号の規定に掲げる事項をいうものとする。

- 一 被保険投資の相手方の変更
- 二 被保険投資に係る投資先国等又は事業地の国若しくは地域（以下「事業地国等」という。）の変更（法第2条第16項第2号の規定に定める海外投資の場合にあつては被保険投資の目的たる権利等の「国又は地域」の変更をいう。）
- 三 被保険投資の相手方の事業内容の変更（法第2条第16項第2号の規定に定める海外投資の場合にあつては被保険投資の内容の変更をいう。）
- 四 被保険投資の相手方の資本金額及び出資比率の変更
- 五 被保険投資に係る投資先国等又は事業地国等の政府等の許可内容の変更
- 六 被保険投資に係る投資先国等の政府等の保証その他の条件の変更
- 七 被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更

(取得のための対価の額等の変更)

第15条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があつた場合には、海外投資（株式等）保険約款第38条又は海外投資（不動産等）保険約款第37条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。

一～四 (略)

(被保険利益の消滅による解約)

第16条 海外投資（株式等）保険約款第19条及び海外投資（不動産等）保険約款第19条における「別に定める場合」とは以下のいずれかとする。

- 一 海外投資（株式等）保険約款第19条にあつては、被保険投資の相手方の株式が完全に売却又は譲渡され被保険利益が

(取得のための対価の額等の変更)

第12条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があつた場合には、約款（株）第38条又は約款（不）第37条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。

一～四 (略)

(被保険利益の消滅による解約)

第13条 約款（株）第19条及び約款（不）第19条における「別に定める場合」とは以下のいずれかとする。

- 一 約款（株）第19条にあつては、被保険投資の相手方の株式が完全に売却又は譲渡され被保険利益が全て消滅した場合又

<p>は被保険投資の相手方が清算された場合</p> <p>二 <u>約款（不）第 19 条</u>にあっては被保険投資の目的たる不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益が完全に消滅した場合</p> <p>（被保険投資の相手方の事業の一部の対象）</p> <p><u>第 14 条 約款（株）第 2 条第 2 項</u>に規定する特約は、「被保険投資の相手方の事業の一部」について当該被保険投資の相手方が他の法人の株式等を取得して実施していると認められる場合に限り、付すものとする。</p> <p>（締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い）</p> <p><u>第 15 条 約款（株）第 34 条第 2 項</u>の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること（以下「証券統合」という。）を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 統合先証券における保険年度を被統合証券の保険年度とし、証券統合後の被統合証券の保険期間の満了日は、次のとおりとする。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ <u>被統合証券の保険期間が 2 年（更新の場合においては保険期間が 1 年）</u>の場合は、統合最終保険年度の末日とする。</p> <p>ハ （略）</p> <p>三 貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034。<u>以下「保険料率等規程」という。</u>）<u>別表第 5</u>に規定する国カテゴリー等保険契約内容については、前号を除き証券統合前の保険契約内容とする。</p> <p><u>四 前 3 号の規定にかかわらず、保険料率等規程別表第 5 のてん補事由タイプが異なる場合の証券統合は行わないものとする。</u></p> <p>2 <u>約款（株）</u>による保険契約（前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。）であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち二以上のもの</p>	<p>全て消滅した場合又は被保険投資の相手方が清算された場合</p> <p>二 <u>海外投資（不動産等）保険約款第 19 条</u>にあっては被保険投資の目的たる不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益が完全に消滅した場合</p> <p>（被保険投資の相手方の事業の一部の対象）</p> <p><u>第 17 条 海外投資（株式等）保険約款第 2 条第 2 項</u>に規定する特約は、「被保険投資の相手方の事業の一部」について当該被保険投資の相手方が他の法人の株式等を取得して実施していると認められる場合に限り、付すものとする。</p> <p>（締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い）</p> <p><u>第 18 条 海外投資（株式等）保険約款第 34 条第 2 項</u>の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること（以下「証券統合」という。）を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 統合先証券における保険年度を被統合証券の保険年度とし、証券統合後の被統合証券の保険期間の満了日は、次のとおりとする。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ <u>被統合証券の保険期間が 2 年</u>の場合は、統合最終保険年度の末日とする。</p> <p>ハ （略）</p> <p>三 貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034）<u>別表第 5 及び別表第 5 の 2</u>に規定する国カテゴリー等保険契約内容については、前号を除き証券統合前の保険契約内容とする。</p> <p>2 <u>海外投資（株式等）保険約款</u>による保険契約（前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。）であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち</p>	
--	--	--

のを次の各号の条件により一の枝に変更（以下「枝統合」という。）することができる。

一・二 （略）

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

別表

定義

<p><u>1. 対象となる海外投資</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>法第 2 条第 16 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（以下「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</u> ・<u>法第 2 条第 16 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 20 条第 2 号、第 5 号及び第 11 号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</u> ・<u>法第 2 条第 16 項第 2 号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</u>
<p><u>2. てん補事由</u></p>	<p><u>（事業不能等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は 3 月以上の事業の休止が生じたことと</u>

ち二以上のものを次の各号の条件により一の枝に変更（以下「枝統合」という。）することができる。

一・二 （略）

	<p><u>は、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・<u>「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。</u>・<u>「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動を停止することをいう。事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として操業不能な状態になっている場合を含む。</u>・<u>3月以上の事業の休止が生じたことによる損失については、事業の休止後、事業が再開することなく3月が経過した日が保険期間内にあればん補の対象とする。</u>・<u>「事業の再開」とは、被保険投資の相手方が停止していた事業活動を再開することをいう。物理的な停止状態が解消した時（立入制限解除、電気供給再開、生産設備の修理が完了し稼働可能となった時 等）や、事業活動中断の原因が解消した時（必要部品や代替納入先の</u>		
--	---	--	--

	<p><u>確保、取引先の事業再開、経済活動が正常化等)等を含む。</u></p> <p><u>(政策変更リスク特約)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>約款(株)第2条第1項第6号に規定する「政策変更」とは、権利侵害には該当しない外国政府等の合法的な行為をいうものとする。</u> <p><u>(送金危険)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>約款(株)第2条第1項第5号の規定に定める「株式等の喪失(前4号の事由によるものを除く。)により取得した金額」とは、株式等の売却代金、資本剰余金の配当、資本金の額の減少による配当有償減資による資本の払戻しその他資本剰余金の処分による配当、残余財産の分配金等をいう。</u> ・<u>また現金化されたものの外、同号に規定する事由により送金が行えないため、被保険投資の相手方がいつでも支払いを行いうる状態で保有している金額も含まれるものとする。</u> ・<u>法第52条第2項第4号イに定める「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」は、外国政府のとした一般的措置であれば、為替取引の制限、禁止の根拠が法令に基づく措置か、行政処分に基づく措置か、あるいは法令の根拠のない単なる事実上の措置かは問わないものとする。ただし、保険契約締結後に新たに行われた措置でなければならない。</u> 		
<p><u>3. その他</u></p>	<p><u>(換算率)</u></p> <p>一 <u>「日本貿易保険の指定した換算率」(株式等約款第33条第7項、不動産等約款第32条第7)項とは、日本貿易保険が指定する対顧客直物電信売相場とする。</u></p>		